

令和5年2月定例会 総務委員会（事前）

令和5年2月6日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

増富委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（13時56分）

これより経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案、当初予算案の概要、補正予算案の概要、説明資料、説明資料（その2））

- 議案第1号 令和5年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 令和5年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第19号 令和5年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第20号 令和5年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 令和5年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第29号 徳島県職員定数条例の一部改正について
- 議案第30号 徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例の制定について
- 議案第31号 徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
- 議案第41号 徳島県公文書等の管理に関する条例の制定について
- 議案第55号 包括外部監査契約について
- 議案第57号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第11号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 行政連携団体の地方創生・経営健全化指針案について（資料1）

伊藤経営戦略部長

はじめに、提出予定案件の全体状況について御説明いたします。

資料の令和5年2月徳島県議会定例会提出予定議案を御覧ください。

今回提出いたします案件は、議案57件及び報告4件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第27号及び第57号の28件、条例案が第28号から第46号の19件、負担金議案が第47号の1件、契約議案が第48号の1件、その他の議案が第49号から第56号までの8件、報告につきましても、第1号から第4号の4件となっております。

このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、予算案が第1号、第2号、第19号から第21号及び第57号の6件、条例案が第29号から第31号、第40号及び第41号の5件、その

他の議案が第55号の1件、また、報告が第1号の1件でございます。それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中ではありますが、年度最終整理予算としての令和4年度2月補正予算案について、2月16日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えております。

また、県税条例等について、閉会日に提出できるよう鋭意作業中でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、各議案について説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元の令和5年度当初予算案の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、令和5年度当初予算は骨格予算として編成することとし、人件費、扶助費及び公債費の、いわゆる義務的経費、既に継続費や債務負担行為を設定している事業等、継続的な事業に要する経費については年間所要見込額を計上することとし、年度当初の事業執行に支障を来さないようにすることとした上で、ポストコロナ新時代に向けた16か月型骨格予算として、早急に実施すべき経済対策や感染症対策、防災・減災、県土強靱化をはじめとする安心・安全対策など、喫緊の課題に切れ目なく対応する必要がある経費、ポストコロナ新時代の幕開けに向けた施策の着実な推進など、年度当初からの実施が必要な重要課題への対応に要する経費については十分配慮するとともに、令和5年4月1日のこども家庭庁設置、こども基本法施行を見据え、こどもまんなか社会の実現に要する経費は積極的に計上することを基本に編成いたしました。

その結果、一般会計予算の総額は、2に記載のとおり5,027億8,100万円となり、前年度当初予算に対して96.0パーセントの規模となっております。

なお、今後、6月補正予算において肉付け予算が編成され、今回の予算と合わせて通年予算となります。

また、2ページと3ページには歳入歳出の款別内訳、4ページには性質別の内訳、5ページには特別会計、6ページには公営企業会計を記載しておりますが、いずれも骨格予算編成時点での状況であり、空欄となっております6月肉付け補正予算の欄と合わせた通年予算として、改めて、前年度との増減比較など具体的な内容を御説明させていただきたいと考えております。

次に、令和4年度2月補正予算案の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、国の補正予算に呼応し、令和5年度当初予算と令和4年度11月補正予算を合わせたポストコロナ新時代の幕開けに向けた16か月型骨格予算として編成したものであり、補正予算の規模といたしましては、2に記載のとおり15億807万5,000円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります。上段表（1）に記載のとおり、地方交付税、国庫支出金、繰入金、諸収入、県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段表（2）に記載のとおり、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりであります。

なお、今回の補正予算（案）につきましては、迅速かつ円滑な事業実施により効果の早

期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

はじめに、お手元の総務委員会説明資料により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

令和5年度の経営戦略部等主要施策の概要につきまして14点でまとめてございます。

1 点目は、未来につながる広報広聴の推進でございます。

ダイバーシティの視点に立ち、必要としている方にきめ細かく情報を届けるため、従来のオフライン媒体に加え、SNS等オンライン媒体を主軸の一つとし、時代に即した戦略的な広報広聴事業を展開してまいります。

2 点目は、私立学校の振興についてでございます。

私立高等学校等に対する授業料軽減補助や就学支援金、奨学のための給付金の支給などにより、家庭の経済状況に関わらない就学の機会の確保に努めてまいります。

3 点目は、組織執行力の確保についてでございます。

組織執行力の維持・向上を図るため、戦略的な定数管理を行うとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。また、適正な人事管理に努めるとともに、キャリア形成のための職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に取り組んでまいります。

4 点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進についてでございます。

職員が心身共に健康で、安心して働くことのできる職場づくりを推進するとともに、病気休暇、休職中の職員の円滑な職場復帰を支援するため、メンタルヘルス相談や研修、ストレスチェック等を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

5 点目は、財政の健全性の確保でございます。

令和5年度当初予算は骨格予算として編成しておりますが、経済対策や感染症対策、安心・安全対策等、喫緊の課題に切れ目なく対応するため、国の経済対策に即応する11月補正、2月補正と一体的に16か月型骨格予算として編成し、ポストコロナ新時代の幕開けに向けた施策を着実に推進してまいります。

また、歳入歳出両面にわたる改革に取り組み、未来投資を支える持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

2 ページを御覧ください。

6 点目は、公民連携による資産活用力の向上及び県有財産の活用・長寿命化の推進でございます。

PPP/PFI事業への県内企業の積極的参画を促進するため、県内の企業や県、市町村等で構成するプラットフォームを活用し、実務知識習得や企画、立案スキルの更なる向上を図ってまいります。

また、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化対策をはじめとする長く、賢く使う最適化対策を推進することとしており、合同庁舎においては受変電設備の改修を実施してまいります。

7点目は、県税収入の確保についてでございます。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県と市町村の税務職員の相互併任等、市町村への各種徴収支援を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

8点目は、県庁DXの推進及び情報セキュリティの確保についてでございます。

行政運営の効率化と県民サービスの向上を図るため、県庁DXの推進による業務改革を加速するとともに、デジタル技術を活用したDX時代の新しい働き方を実現してまいります。また、サイバー攻撃など、外部からの脅威に対する強固な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

9点目は、効率的総務事務処理の推進についてでございます。

総務事務の集約化メリットが最大限生かされるよう適正かつ効率的な事務処理を遂行するとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

3ページを御覧ください。

10点目は、職員の職務執行の適正確保及び事業評価の実施並びに広聴事業の推進及び情報公開制度等の適正な運用についてでございます。

職員の適正な職務執行を確保するため、公益通報制度に基づく調査、定期監察及び不当要求行為等対策の実施や内部統制制度の適切な運用に努めるとともに、県政運営評価戦略会議による事業評価を実施してまいります。

また、県政に対する県民の理解と信頼を深め、開かれた県政を実現するため、県庁コールセンターの運営やすだちくんテラスを活用した県政情報の発信など、県民広聴事業を推進するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用に努めてまいります。

11点目は、農林水産関係団体等への厳正な検査の実施でございます。

農林水産関係団体をはじめ、公益法人、私立学校及び社会福祉法人等の適正かつ健全な運営を確保するため、厳正な検査を実施してまいります。

12点目は、適正な法制事務及び文書管理事務の実施についてでございます。

行政の円滑な執行に資するため、条例案等の適正な審査を行うとともに、文書の收受、審査、発送、保存等の文書管理事務を適正に実施してまいります。

13点目は、適正な公金管理についてでございます。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適正な管理、運用に努めるとともに、財務会計システム等の安定運用と機能強化、一般歳入金のキャッシュレス決済の機能改善を図り、適正かつ効率的な会計事務を推進してまいります。また、関係機関と連携し、大規模災害発生時における資金の安定供給体制の強化を図ってまいります。

14点目は、入札事務の適正な執行及び公共工事の品質確保についてでございます。

入札制度の適正な運用を図り、談合等の不正行為を排除し、公正性、競争性、透明性の確保された入札事務の執行に努めてまいります。また、工事検査を適切に実施するとともに、VR動画を活用した研修による若手技術者への技術継承により、公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和5年度一般会計当初予算案につきましては、総額が1,211億5,275万1,000円となっ

ております。

5ページを御覧ください。

令和5年度特別会計当初予算案につきましては、総額が1,321億9,894万1,000円となっております。

次に、課別主要事項について、御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報広聴に必要な経費等を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

総務課につきましては、県行政の総合的、効率的な推進を図るための連絡調整等に要する経費、また、本県私立学校の振興に資するための経費等を計上いたしております。

8ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び行財政改革に要する経費、また研修に要する経費等を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費等を計上いたしております。

10ページを御覧ください。

財政課につきましては、10ページから11ページにかけて記載いたしておりますが、一般会計において各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について記載のとおり計上いたしております。

12ページを御覧ください。

管財課につきましては、12ページから13ページに記載いたしておりますが、一般会計において県有財産管理費、万代庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を特別会計で用度事業特別会計について記載のとおり計上いたしております。

14ページを御覧ください。

税務課につきましては、14ページから17ページに記載いたしておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を特別会計で証紙収入特別会計について記載のとおり計上しております。

県税等の収入見込額につきましては、16ページに記載のとおり計上しており、この内訳につきましては、次の17ページのとおりでございます。

18ページを御覧ください。

スマート県庁推進課につきましては、県庁DXの推進及び情報セキュリティの確保に要する経費等を計上いたしております。

19ページを御覧ください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしております。

20ページを御覧ください。

監察局監察評価課につきましては、監察事務及び行政評価事務執行に要する経費や、す

だちくんテラスを活用した事業に要する経費等を計上しております。

21ページを御覧ください。

監察局法人検査課につきましては、社会福祉法人や農林水産団体等の検査事務に要する経費等を計上いたしております。

22ページを御覧ください。

監察局法制文書課につきましては、文書管理事務や法令審査に要する経費等を計上いたしております。

23ページを御覧ください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また、特別会計で証紙収入特別会計を記載のとおり計上しております。

24ページを御覧ください。

出納局公共入札検査課につきましては、工事検査に要する経費等を計上しております。

25ページを御覧ください。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を記載のとおり計上いたしております。

続きまして、26ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

表の1行目、財政課につきましては、共同発行市場公募地方債を、本県を含め37の地方公共団体が共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また、管財課、税務課、スマート県庁推進課につきましては、それぞれ記載のとおり、限度額の設定をお願いするものでございます。

27ページから28ページにかけては、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、29ページを御覧ください。

その他の議案等といたしまして、条例案が5件ございます。

まず、①徳島県職員定数条例の一部改正につきましては、県立病院の医療従事者を増員することにより、その医療の充実を図るため、病院局の職員の定数を改めるものであります。

次に、②徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例につきましては、職員の定年の段階的な引上げの期間において職員に支給すべき退職手当に充てるため、徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金を設置するものであります。

30ページを御覧ください。

③徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正につきましては、公用車について、環境への負荷が少ない自動車の導入を推進するとともに、適切な車両機能を備えた公用車の調達を計画的に行うため、新たに車両の借入れ契約を長期継続契約の対象とするものであります。

次に、④徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例につきましては、徳島県情報公開審査会及び徳島県個人情報保護審査会を統合し、新たに諮問に応じ、情報公開決定、個

人情開示決定等に関する審査請求等について調査、審議するため、知事の附属機関として、徳島県情報公開・個人情報保護審査会を設置するものであります。

31ページを御覧ください。

⑤徳島県公文書等の管理に関する条例につきましては、公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項等を定めるものであります。

次に、その他議案の⑥包括外部監査契約につきましては、令和5年度の包括外部監査を、弁護士梶野正寛氏に委託する契約についてであります。

次に、32ページを御覧ください。

専決処分の報告についてでございます。

職員の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり、2件の報告をさせていただくものであります。

1件目が、板野郡上板町在住の方と賠償金1万2,000円で和解したものでございます。

事故の内容は、令和4年10月4日に、県車両が県道を直進中、店舗から右折しようとしたきた相手車両に接触したものでございます。

2件目が、三好市所在の法人と賠償金12万736円で和解したものでございます。

その内容は、令和4年11月16日に駐車場で県車両がバックした際、後方に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

県有車両の交通事故は、県行政への信頼を損なうものであることから、職員研修や各種会議等を通じ、注意喚起を行っておりますが、今後とも職員の安全運転や交通法規の遵守をなお一層徹底し、事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）を御覧いただきたいと存じます。

令和4年度2月補正予算案でございます。

こちらは、先ほど提出予定議案の全体状況で御説明いたしましたが、開会日での先議をお願いしたい案件でございます。

1ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が606億4,000万円、補正後の限度額が606億6,600万円であり、2,600万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

行政連携団体の地方創生・経営健全化指針案についてでございます。

行政連携団体の経営健全化につきましては、平成17年度からの3期にわたる取組によりまして、大幅な経営改善が図られたところであり、平成28年度からは、県が策定いたしました行政連携団体の地方創生・経営健全化指針に基づき、各団体において地方創生・経営健全化計画を策定し、引き続き、不断の効率化・経営健全化に取り組むとともに、公共性と企業性を併せ持つ、行政連携団体の機動性を生かし、地方創生に向けた取組を推進しているところでございます。

県の指針の期間が今年度までとなっていることから、この度、令和5年度から4年間の

新たな指針を策定し、引き続き各団体には、直近の社会情勢の激変も踏まえた上での経営健全化と地域活性化に向けた地方創生・経営健全化計画の策定を要請したいと考えております。

なお、新たなポイントといたしまして、大阪・関西万博、SDGs、カーボンニュートラル等の県の中長期ビジョンや、デジタル社会、グリーン社会の実現など、ポストコロナ新時代への視点を導入し、各団体の事業分野における重点取組目標の見直しを実施するとともに、定量的成果指標の導入徹底により、第三者機関への報告等も含めたPDCAを更に強化してまいりたいと考えております。

経営戦略部・監察局・出納局関係の報告は、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 増富委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 北島委員

説明ありがとうございます。

私からは、先ほど部長より御説明いただきました徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例の制定について、2点ほど確認させていただきたいと思っております。

去る9月議会で、地方公務員の定年を国家公務員と同様に60歳から65歳に引き上げることに関連する一連の条例の改正が行われたところでございますが、まず1点目の定年の段階的な引上げの概要と今回の基金の設置目的を改めて教えていただけますでしょうか。

#### 和田職員厚生課長

ただいま北島委員から、職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例に関する御質問を頂きました。

まず1点目の定年の段階的な引上げの概要でございますが、委員がおっしゃるとおり、令和4年9月議会におきまして職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をお認めいただきまして、職員の定年年齢を段階的に引き上げることとなりました。

具体的には、現行60歳定年の行政職につきましては令和5年度以降段階的に引き上げて65歳に、また現行63歳定年の技能労務職につきましては行政職の引上げに合わせて、段階的に65歳に引き上げることとなっております。

2点目の基金設置の目的ですが、定年の段階的な引上げに伴いまして、令和5年度から令和15年までの間は定年による退職が2年に1度となりまして、偶数年度の年度末に定年退職者が発生いたします。それに伴いまして、退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することになりますので、財政負担を平準化するため基金を設置するものです。

#### 北島委員



2年に1歳ずつ段階的に65歳に引上げとなって、その期間、年度間内で定年退職者の退職手当の支出の大幅な増減が見込まれる。その対応として基金を創設し、財源の確保をすることとさせていただきます。この趣旨は十分理解させていただきました。

令和13年4月にいわゆる65歳定年が完成します。その後も毎年必要額を基金に積んでいくのか、その点について教えていただけますでしょうか。

#### 和田職員厚生課長

基金の積立ての期間に関する御質問を頂きました。

委員御発言のとおり、令和13年4月に65歳定年が完成いたしますが、最初に65歳で定年退職を迎える方が出るのが、令和14年度となります。そのために令和15年3月31日までの間は基金による財源の確保で対応することとなります。その後は退職手当の年度間の増減に対応する必要がなくなりますので、今回提出しております条例案の附則におきまして令和15年3月31日限りその効力を失うとしておりますので、基金の設置は令和15年3月31日までとなります。

#### 北島委員

効力は令和15年3月31日までということで承知をいたしました。

最後に、ここ数年、県の職員の皆様におかれましては新型コロナや、特に昨年度に関しては鳥インフルエンザと、非常に大きな災害というか、天災とかではないんですけど、非常に大変な時期を、その都度その都度、昼夜問わず対応していただいていたと思います。そういった意味で職員の皆さんを取り巻く環境は非常に厳しくなっているのかなと思います。

この退職手当というのは、民間の退職金と均衡を保つとともに、いわゆる勤続報償や生活保障といった意味合いもございますので、予算がないから退職手当を支給できないというのは許されないといった意味での基金でございます。財源の確保をきちっとしていただきまして、安心して働ける環境を併せて作っていただきますよう要望して質問を終わります。

#### 古川委員

今回、県立病院の定数を増やす条例が出ています。これは病院の医療従事者を増やすためということですが、背景をもう少し説明いただけたらと思います。

#### 高崎人事課長

ただいま古川委員より、定数条例の改正について御質問を頂きました。

今回、条例を提案させていただいております趣旨といたしましては、今、古川委員からお話がありましたように、地域の中核病院であります県立病院の医療の充実を図るために、具体的には、新興感染症対応と通常医療の両立に向けた医療提供体制の整備、また各病院の特性や地域ニーズに応じた医療機能の更なる拡充、また医師等の働き方改革の推進を図るために、病院局の職員定数を改めるというものでございます。

具体的には、現在1,080人と定められております病院局の職員定数を160人増員いたしま

して1,240人に改めるものというものでございます。

古川委員

すぐに160人増やすということによろしいんですか。

高崎人事課長

ただいま古川委員より、160人を一度にとのお話がありました。

これは一度にとということではなく、段階的に増員していくと聞いております。

古川委員

病院局の職員にも、お医者さん、看護師さん、事務職もあるんですかね。段階的などころとは、内訳とか、どんな計画になっているのか教えてもらえますか。

増富委員長

小休します。（14時26分）

増富委員長

再開します。（14時26分）

高崎人事課長

ただいま古川委員より、具体的な増員の計画について御質問を頂きました。

まず、この改正の必要性というところで、令和4年3月に、国から新たに公立病院経営強化ガイドラインというものが示されております。個々の公立病院の経営が持続可能となり、それぞれの役割機能を発揮し続けることができるように、医師、看護師等の確保、働き方改革、新興感染症の感染拡大等に備えた平時からの取組、施設及び設備の最適化、経営の効率化などを記載いたしました公立病院経営強化プランの策定が求められております。

本県におきましても、国の動きにいち早く呼応いたしまして、現在、病院局でこの計画を策定しているということでございます。具体的には、その計画の中で、病院局のほうで計画的に確保を進められていくと認識しております。

古川委員

病院局でどこまで煮詰まっているかは分かりませんが、これから決めていくということですか。そうですか、分かりました。このアッパーの160人という数字はどこから来たんですか。

高崎人事課長

160名の増員の積算根拠でございます。

今回は県立病院におけます医療提供体制の抜本的な見直し、強化に向けた人員配置の最適化を目的とするもので、これから計画を策定されるということでございます。

医療従事者等につきましては、新興感染症対応と通常医療との両立に向けました医療提供体制整備のために70名程度、各病院の特性や地域ニーズに応じた医療機能の更なる拡充のために70名程度、医師等の働き方改革の推進のため、30名程度の増員を見込んで聞いております。

ただ、足すと170名になると思うんですけれども、これは現行の条例上の定数と、実際の人員には、例えば育休者などは定数にカウントしなくてもいい、除外者というのが含まれておりますので、そういったものをトータルで考えて今回は160名と積算し、条例の改正をお願いするものでございます。

古川委員

国のガイドラインに沿って積算して、全国一斉にやっていくということによろしいんですか。

高崎人事課長

ガイドラインが国から示されておりまして、令和5年度末までに策定するということが求められているようです。本県としてはいち早く呼応する形でのプランの策定や人員確保のために、まず定数の条例改正をお願いするものでございますけれども、計画内容につきましては、検討段階のものも多いようには聞いております。

古川委員

分かりました。詳しくは病院局に聞いてくれという感じですね。了解です。

東条委員

令和5年度の経営戦略部の主要施策の2番に私立学校の振興と書いてあります。若い人に徳島にとどまっていただくということは大事だということで、授業料の軽減補助、就学支援金、奨学給付金というふうに書かれているんですけども、もう少しその内容的なものを教えていただけますでしょうか。

田上総務課長

今、東条委員から、私立学校への支援ということで御質問を頂戴いたしました。

委員からもお話がございましたように、今回計上させていただいておりますのは、私立学校に通われている児童生徒の皆さんが、引き続き継続的な就学ができるようにということで経済的な支援を、これは全国的な制度として実施しておりますものを中心に計上させていただいております。

主なものを少し御紹介させていただきますと、高等学校等就学支援金、これは公立学校にも適用されるものでございますけれども、国庫を活用しまして予算額は1億4,700万円余りでございます。

内容といたしましては、私立学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的といたしております。高等学校等に通う生徒の保護者の皆さんの世帯所得が、一定の収入額未満の方々に対して支援を行っております。

少し具体的な事例を申し上げますと、例えば年収590万円未満の世帯になりますと、月額が3万3,000円、年額39万6,000円。年収910万円未満の世帯の方でございましたら、月額が9,900円、年額11万8,800円という金額になります。

これに加えて、徳島県では、私立学校に通われている世帯の皆さんが実質的に高校授業料が無償になるように、県単独での支援につきましても以前からお認めいただいて実施しているところでございます。こちらにつきましては、県版の支援という形でございまして、年収590万円未満の世帯の方でございまして、授業料の金額は先ほど申し上げました国庫の就学支援金を控除した額につきまして、一定上限額はございますけれども、全て県のほうで支援差し上げるといような内容になっております。

また、年収750万円未満の世帯でございまして、授業料の半額から就学支援金を除いた額の差額を支援させていただく。ですから半分が無償になるというような制度設計をさせていただいております。こちらにつきましては骨格予算で計上させていただきまして、年度当初から遅滞なくお申込みを頂いて作業が進むようにということを考えているところでございます。

ほかにも種々ございますけれども、以上のような状況でございます。

#### 東条委員

ほかにも次世代光による地方大学・地域産業創生というようなこともありますし、とにかくいろいろ徳島にとどまっていたくような手立てを立てられているということです。生活が大変な状況の中で、徳島でもちゃんと教育が受けられるというような手立てが含まれているんだろうと思っています。

貧困など、コロナ禍で本当に大変な生活をされている方のお声がいろいろと入ってくるんですけれども、是非県のほうでもこういうものをもっと周知させていただいて、せっかいいい予算を組んでいただくので、県民に知らせていただくような周知をお願いしたいと要望しておきます。

#### 田上総務課長

ただいま東条委員から、徳島県に若者が定着していただく、願いをかなえていただく環境を作るという意味で、今後こういった制度を積極的に周知をとという御意見を頂戴いたしました。

本県におきましては、他県に比べると、私立学校が全体に占める割合が非常に小さい県、ほぼ全国最下位といっても過言ではないような県でございます。

と言いましても、各学校におかれましては、非常に独自の努力もされる中で、特徴的な教育、魅力ある教育に取り組んでおられるところでございます。徳島県で学ばれる子供たちが自分たちの選択をする際に、経済的理由をもって諦めるようなことがないようにということで、これまで国もそうですし、県の制度設計をして支援させていただいてきたところでございます。

今後も、この理念をしっかりと達成できるように、これまでも各学校の皆さんにも、こういった制度があることを周知させていただきまして、学校側からもお知らせいただいておりますし、県といたしましても、例えば高校進学する際には各中学校での進路説明会と

いったところにも積極的に参画をいたしまして、制度をお知らせするという取組もしております。この点は先ほどの委員の御意見も踏まえまして、今後も更に積極的に取組を進めていきたいと思っております。

東条委員

ありがとうございます。お願いします。

増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(14時37分)